

人権ほつと29年4月号

「合理的配慮（肢体不自由編）」

大阪教育大学教授

井坂行男

今回は肢体不自由のある子どもたちについて説明します。

肢体不自由は四肢や体幹の運動や動作の障がいが永続的に生じるため、日常生活や学習

場面で必要な運動や動作が困

難になることがあります。前回、

説明させていただいた知的障

がいを併せ有する場合もあり

ます。肢体不自由のある子ども

たちが学ぶ特別支援学校では

常時介護を必要とする子ども

たちが医療的ケアを受けなが

ら学んでいますし、健康上の理

由等で通学できない場合は教

員が家庭や施設を訪問して教

育支援をしています。これらの

取組はすべての子どもたちへ

の教育を实践する我が国の誇

りです。海外から日本の特別支

援教育を視察に訪れる関係者

は一樣にこの教育理念に基づ

く取組をととても素晴らしいと

賞賛してくださいます。

肢体不自由のある子どもた

ちは歩行や食事、衣服の着脱等

に課題を生じますが姿勢保持の工夫、運動や動作の補助に取り組むことで、これらの課題が軽減されます。知的障がい等を併せ有する場合には必要な時間をかけ、丁寧に繰り返しながらスモールステップでの学習支援を進めます。

このような子どもたちに必要な合理的配慮は校内での移動上の制約、学習や生活に必要な道具等の操作の困難を改善するための支援が中心になります。具体的には校内の段差の解消、スロープやエレベーター、障がい者用トイレ等の設置や一人ひとりが活用できる道具の工夫等です。

さらに、書く時間の延長や書く量の軽減、体育等での運動の変更も必要になる場合があります。話し言葉によるコミュニケーションが難しい場合には文字盤や音声出力機器等も必要です。また、災害時等の避難方法や体制の整備、避難後の支援も重要な合理的配慮と考えられます。